



# 7章

子育て支援



## 7章 子育て支援

### ● 地域の方が子育てを応援します

#### ファミリー・サポートおおた

育児のお手伝いをしてほしい方（利用会員）とお手伝いをしたい方（提供会員）が登録し、会員同士の助け合いのもとで行われる、有償の子育て援助活動です。

#### <援助内容>

- ▶ 保育園の保育開始前・終了後の送迎および預かり。
- ▶ 学校の放課後・学童保育終了後の預かり。
- ▶ 買い物・通院等外出時の預かりなど。  
※原則として、預かりの場所は提供会員の自宅です。

#### <会員登録について>

**利用会員** ▶ 大田区に在住か在勤で育児援助を希望する方。区公式YouTube「利用会員の登録説明」を視聴していただくか、登録説明会（事前予約制）に参加していただき、会の趣旨をご理解・ご賛同いただいた上で登録していただきます。

**提供会員** ▶ 大田区に在住し、20歳以上の心身ともに健康な方で、地域の子育て支援に熱意があり、区が実施する提供会員養成講座を修了した方。

#### <援助の対象・時間・謝礼>

- ▶ ①対象…生後4か月以上～おおむね12歳（小学生）
- ▶ ②時間…6時～22時までの間の希望する時間
- ▶ ③謝礼…月～金曜日の9時～17時：1人1時間あたり800円  
上記以外の時間および土・日・祝日・年末年始：1人1時間あたり900円

問合せ先  
申込み先

ファミリー・サポートおおた事務局（キッズな大森内）  
TEL：5753-1152

## 家事援助・子育て支援サービス

シルバー人材センター会員がお手伝いします。

〈家事援助〉掃除・洗濯・買い物・食器洗いなど

利用・・・[単発]1時間から [継続]週1回程度からの定期的なご利用

料金・・・[単発]1時間1,680円

[継続]1時間1,400円、1時間1,230円

(月の合計時間数によって1時間当たりの料金が変わります) 交通費は実費を頂きます。

〈子育て支援〉保育園・幼稚園等の送迎・お子様の見守り

利用・・・生後6か月から小学校6年生程度まで [継続]週1回程度からの定期的なご利用

料金・・・1時間 1,230円 交通費は実費を頂きます。

※表記価格は全て税込です。

問合せ先  
申込み先

公益社団法人大田区シルバー人材センター・蒲田分室  
TEL:6715-9855 西蒲田7-49-2 大田区社会福祉センター4階

## ひとり親家庭 ホームヘルプサービス

小学6年生以下の児童がいるひとり親家庭（父子・母子家庭）に対し、一時的な家事や育児の支援としてホームヘルプサービスの提供をします。

対象

児童育成手当を受給しているかそれに準ずる所得の世帯で、次のいずれかの要件を満たす場合

- (1) ひとり親家庭の父母又は児童が一時的疾病のとき
- (2) 冠婚葬祭への出席など社会通念上必要と認められるとき
- (3) 技能習得のための通学、就職活動を行うとき
- (4) 勤務の都合上やむを得ず出勤、出張をしなければならず、子の世話ができないとき

問合せ先

各生活福祉課相談係  
P.112～113, P.122参照

## ひとり親世帯住宅確保支援事業

区内に1年以上居住し、転居先となる区内民間賃貸住宅を探している対象世帯に対して、住宅探しを支援します。

- (1) 協力不動産店リストの提供
- (2) 賃貸借契約時に保証人を確保できない方に保証会社の紹介及び加入費の一部助成(※)
- (3) 保証会社利用時の緊急連絡先代行サービスの紹介及び利用料の一部助成(※)

※(2)(3)の助成には、所得制限と助成限度額があります。

問合せ先

住宅相談窓口（建築調整課住宅担当内）  
TEL:5744-1343

## 子育てすくすくネット

子どもと子育て中の家庭が、地域の方とふれあい、見守られて過ごすことは、子どもたちの健やかな成長にとって大きな支えとなります。

51か所の児童館等が核となって、**子どもや子育て家庭を地域のネットワークで応援する取り組み「子育てすくすくネット」**を進めています。

地域の社会人の方が個人で登録し、ネット員として児童館などで活動しています。

地域の子どもたちはもちろん、子育てするお父さんお母さんを支えていきます。

児童館に遊びに行き、ネット員を見かけたら、ぜひ声をかけてください。

### ●ネット員のかたは・・・

- ・活動中に、登録した児童館のバッジをつけています。
- ・自宅などの「子育てすくすくネット」ステッカーが目印です。



## 児童福祉施設等

### 母子生活支援施設

18歳未満のお子さんの養育が十分にできない母子家庭で、住宅に困窮している場合入所できる、自立促進のための生活支援施設があります。

#### 問合せ先

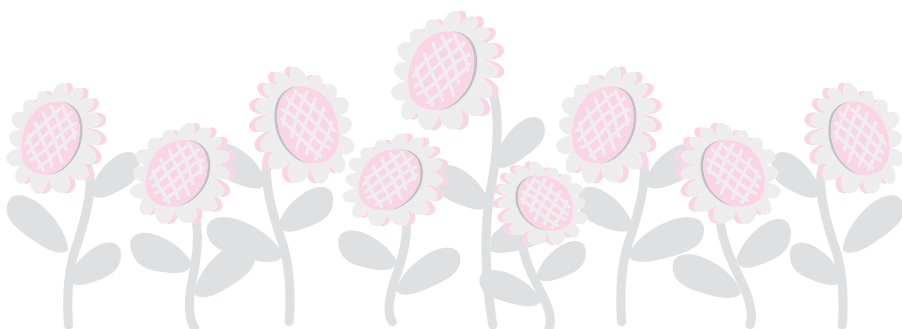
- ▶ (入所相談・申し込み)  
各生活福祉課相談係  
P.112～113, P.122参照
- ▶ (施設運営)  
子育て支援課子育て支援担当  
TEL：5744-1273

### 母子（女性）緊急一時保護

家庭内のトラブルなどで、母子（女性）を緊急に保護する必要が生じたとき、一時的な生活の場を提供し、相談等の支援をします。

#### 問合せ先

- ▶ (入所相談・申し込み)  
各生活福祉課相談係  
P.112～113, P.122参照



## 障がいのあるお子さんを育てている方への支援

### こども発達センターわかばの家

心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある乳幼児に対し、早期に発達に必要な支援を行い、基本的な自立や社会性を育むことを目的とした施設です。

#### <相談支援事業>

子どもの発達や子育てについて、さまざまな心配や悩みの相談をお受けします。必要に応じて発達評価を行い、適切な支援方針を作成します。

#### <親子通所（児童発達支援事業）>

親子共に通所し、集団での活動や個別支援を通してお子さんの発達を支援します。また、子育てに役立つ情報の提供や助言を行います。

#### <単独通所（児童発達支援センター）>

小集団での生活や活動、個別支援を通して、基盤となる人間関係を築きながら、お子さんの成長、発達を支援します。

#### <外来訓練事業>

主に、保育園・幼稚園に通っている就学前の幼児や在宅の幼児に臨床心理士・言語聴覚士・作業療法士などによる個別訓練やグループ訓練を行います。

#### <親子サークル>

保護者同伴でのあそびを通して、他の子どもや家族と交流する中で、お子さんの発達を支援します。また、子育てに必要な助言を行います。

#### <地域支援事業>

心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある乳幼児とその家族が、地域で安心して生活を営むことができるよう関係機関と連携し、機関や家庭に対する支援、区民の方々に理解を深めて頂くための事業を行います。

#### <子育てサロン>

わかばの家を利用している親子が自由に安心してあそび、他の親子との情報交換を図れる場を提供します。

#### 問合せ先

こども発達センターわかばの家  
大田区千鳥3-7-5 TEL：3757-7761

### サポートブックかけはし

発達障がいでお困りの方を対象に、ライフステージに応じて適切な支援を受けるためのツールとして作成しました。大田区のホームページからダウンロードしてご利用ください。

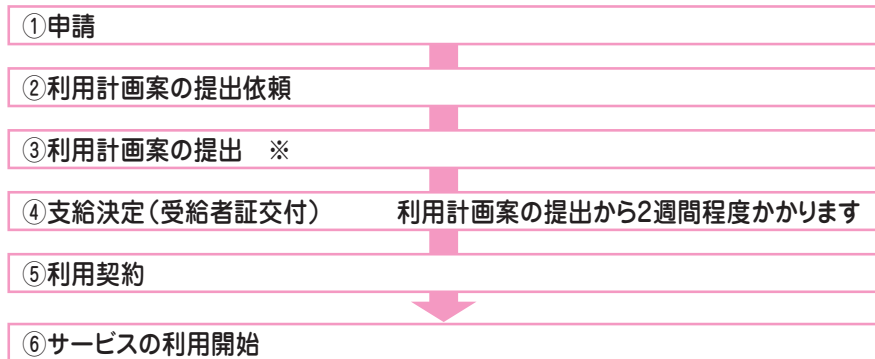


#### 問合せ先

障がい者総合サポートセンター支援調整（児童発達）  
TEL：6429-8549

## ●障害児通所支援

障害児通所支援（児童発達支援・放課後等ディサービスなど）の利用については、下記の問合せ先に相談してください。利用にあたっての流れは次のとおりです。



サービスの利用にあたっての負担は、世帯の所得に応じた利用者負担上限月額が設定されています。ただし、この上限月額と利用料の1割の合計金額を比較して、後者が低い場合は1割負担となります。また、食費等は、実費負担となります。

### 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

### 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行います。

### 放課後等ディサービス

授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練などの支援を行います。

### 居宅訪問型児童発達支援

居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### 保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### 【利用者負担上限月額】

区分		負担上限月額
生活保護世帯		0円
区市町村民税非課税世帯		0円
区市町村民 税課税世帯	区市町村民税所得割額年 28万円未満	4,600円
	区市町村民税所得割額年 28万円以上	37,200円

※満3歳になって初めての4月1日から小学校入学までの3年間は、児童福祉法に基づくサービス費用の利用者負担額は無償です。  
（注釈）医療費や食費等の実費負担については、無償化の対象外です。

※区市町村民税の所得割額…地方税法が改正され一部の扶養控除が廃止されましたが、上記の負担上限月額の区市町村民税の所得割額は、16歳未満の扶養親族及び16歳以上19歳未満の特定扶養親族に関する控除がなされたものとして算定します。

問合せ先

▶ 障害福祉課認定・給付（児童） TEL:5744-1316

## 心身障がい児（者）への各種支援

障がいのあるお子さんや育てている方に、以下に示すような支援制度があります。これらの制度は、年齢・障がい内容・所得等により、対象とならない場合があります。詳しくは、「障がい者福祉のあらし」をご覧ください。

### 問合せ先

- ▶ 福祉部各地域福祉課  
P.112～113, P.122参照
- ▶ 障害福祉課障害者支援 TEL：5744-1251

### 心身障害者福祉手当（区）

身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1級、脳性まひ、進行性筋萎縮症、対象となる難病、小児慢性特定疾患に該当している方に手当を支給します。

### 障害児福祉手当（国）

重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の障がい児に支給されます。

### 東京都重度心身障害者手当（都）

最重度の障がいがあり、東京都心身障害者福祉センターの判定により認定された方に支給されます。

### ホームヘルプサービス

障害者総合支援法に基づき、日常生活を営むことに支障がある心身障がい児（者）に対し、居宅での入浴や排せつなどの介護を行います。

### 重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業

医療ケアがある重症心身障がい児（者）のご家族の一時的な休息や、就労等の支援のため、訪問看護師等がご自宅で介護を行います。



## 在宅重症心身障害児（者）等訪問事業（都）

在宅の重症心身障がい児（者）の健康の保持と安定した家庭療育を確保する目的にて、週1回程度の看護師による訪問看護を行います。

## 訪問入浴サービス

家庭において単独で入浴することが困難な、在宅の重度心身障がい児（者）等に対して、巡回入浴車を派遣して室内での入浴サービスを行います。

## 心身障害児（者）緊急一時保護

一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい児（者）を保護するために、登録介護人が介護を行います。

## 日常生活用具の給付

在宅の障がい児（者）に対し、日常生活を容易にするため、浴槽等の日常生活用具を給付します。

## 住宅改造相談・助成

在宅の重度身体障がい児（者）等の自立の向上と介護者の介護を軽減するために、居宅の浴室等の改造相談及び改造費の助成をします。

## 移送サービス

歩行困難な重度の心身障がい児（者）に福祉タクシー・自動車燃料費に使用できる移送サービス利用券を給付します。

## 心身障害者医療費助成制度（マル障）（都）

身体障害者手帳1、2級（内部障害は3級まで）、愛の手帳1、2度、精神障害者保健福祉手帳1級の方が対象です。詳細はお問い合わせください。

## 生活にお困りのとき

### 生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)

生活・仕事・住まいのことなどでお困りのときは、JOBOTA(ジョボタ)へご相談ください。専門支援員が相談をお受けし、一緒にお悩みの解決をめざしていきます。窓口や電話でのご相談はもちろん、自宅等への訪問による相談も受け付けています。

問合せ先

-----▶生活再建・就労サポートセンター JOBOTA(ジョボタ)  
P.123参照

### 生活保護

病気や失業などのため、生活費や医療費などに困り、ほかに方法がないときは一定の条件により生活保護が受けられます。

問合せ先

-----▶各生活福祉課相談係  
P.112~113, P.122参照